

事 務 連 絡
令和 3 年 8 月 27 日

公益社団法人全日本病院協会 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

社会的重要なインフラ自衛的燃料備蓄事業の周知依頼について

日頃より、医療行政の推進に多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記事業に関して、今般、下記及び別添の内容について、資源エネルギー庁から周知依頼がまいりました。貴会におかれましては、都道府県医師会等に対し周知等の御協力をお願いいたします。

記

1. 補助対象施設

災害等発生時に避難場所まで避難することが困難な者が多数生じる医療施設（ただし、災害拠点病院、救命救急センター、周産期母子医療センター、災害拠点精神科病院、へき地医療拠点病院、へき地診療所、特定機能病院、地域医療支援病院を除く）、老人ホーム等

※その他の詳細については、下記 URL にある申請者用手引書をご参照ください。

2. 補助対象設備・経費

- ・ 石油製品（揮発油、軽油、灯油、重油）を貯蔵する容器（以下、「石油製品タンク」という。）の購入を伴う設置に要する費用。
- ・ 設置する石油製品タンクの石油製品により稼働させる発電機と発電機設置に要する費用。（発電機のみは対象外）

※その他の詳細については、下記 URL にある申請者用手引書をご参照ください。

3. 補助率

医療法人、福祉法人の場合は1／2

4. 補助上限額

石油製品を貯蔵する容器の導入の場合：1,000万円（税抜）

石油製品を貯蔵する容器及び当該設備に接続する燃焼機器及び発電機（容器と連結していなくても、容器に貯蔵する石油製品によって稼働させる燃焼機器及び発電機を含む。）の導入の場合：5,000万円（税抜）

その他詳細については下記 URL をご参照いただくか、補助事業の事務局まで問合せ願います。

<令和2年度第三次補正予算 社会的重要なインフラ自衛的燃料備蓄事業 公募のページ>

<http://www.zensekiren.or.jp/06contents01/01/0101/0106/05>

<令和2年度第三次補正予算 社会的重要なインフラ自衛的燃料備蓄事業申請者用手引書>

http://www.zensekiren.or.jp/wp-content/uploads/06/06contents01/01/0101/0106/05/R2-3次_20210813_申請者用手引書.pdf

<事業に関する問合せ先>

全国石油商業組合連合会 高橋

TEL：03-6550-9244

Email：k-takahashi@zensekiren.or.jp

災害時に備えた社会的な重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金

資源エネルギー庁 資源・燃料部
石油流通課 03-3501-1320
資源エネルギー庁 電力・ガス事業部
政策課 03-3501-1746

令和3年度予算額 **42.0億円**（30.0億円+臨時・特別の措置18.5億円）

事業の内容

事業目的・概要

- 災害時において、道路等が寸断した場合に、LPガス充填所やサービスステーション（SS）などの供給側の強靱化だけでは燃料供給が滞る可能性があることから、需要家側においても自家発電設備等を稼働させるための燃料を「自衛的備蓄」として確保することは、災害時における施設機能の継続を確実にする有効な方策です。
- このため、避難所や多数の避難者・避難困難者が発生する施設等の社会的な重要インフラへの燃料備蓄を推進すべく、LPガスタンクや石油タンク等の設置を支援します。

成果目標

- 多数の避難者が発生する避難所等への導入を促進するため、社会的な重要インフラにLPガス・石油製品の「自衛的備蓄」を促し、災害対応能力の強化を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

分散型エネルギーであるLPガス・石油製品を利用した、LPガスタンク、石油タンク、自家発電設備等の設置を支援します。

需要家側への燃料備蓄の推進

